交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第２項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

　　　　　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名

佐賀県知事　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃棄した医薬品である覚醒剤原料 | 品　　名 | 数　　量 |
|  |  |
| 廃棄を行った施設の所在地及び名称 |  |
| 廃棄の日時 |  |
| 廃棄の場所 |  |
| 廃棄の方法 |  |
| 廃棄の事由 |  |
| 参考事項 |  |

備考

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。

３　届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。

４　廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

この事務手続きに伴いお預かりした個人情報は届出事務に利用し、第三者に提供しません。ただし、関係法令の目的達成のため必要な場合、法令等に定めがある場合、公益上の見地からやむを得ない場合などに提供や利用する場合があります。